



今年から、申告会場は旧恐竜博物館です。

※税務課窓口では申告受付、相談は行いません。

期 日：2月16日(火)～3月15日(火) ※行政区指定有

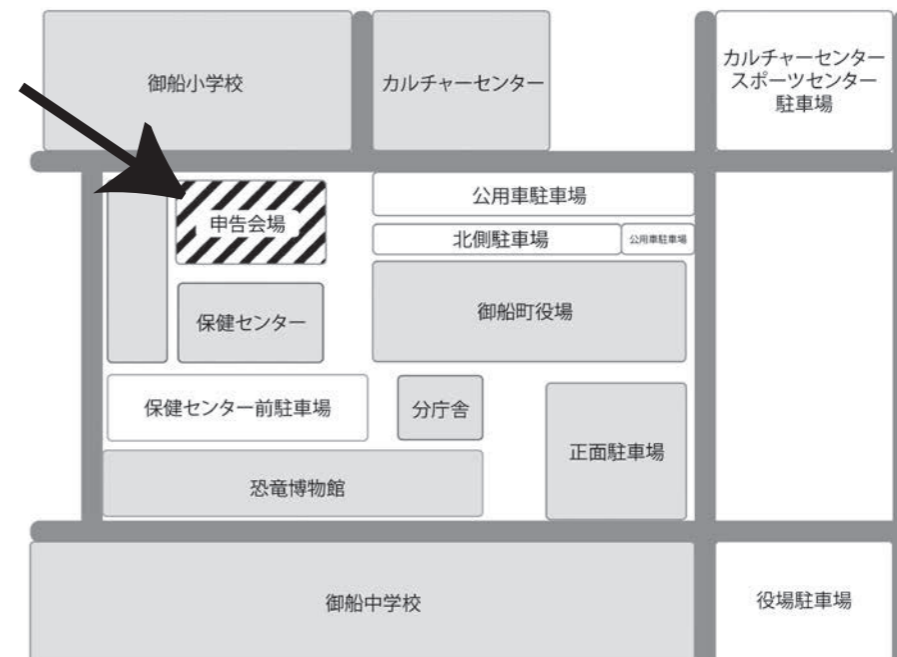
会 場：旧恐竜博物館

受付時間：午前の部 8時30分～11時

(申告相談開始時間：9時～)

午後の部 8時30分～15時30分

(申告相談開始時間：13時～)



もうすぐ申告が始まります。
必ず期間内に申告しましょう。

28年度町県民税と国民健康保険税の申告受付および申告相談を行います。行政区ごとに日程を設けていますので、指定された日にお越しください。

申告は、町県民税や国民健康保険税などの基礎になる大切なものです。今年も、平成27年1月から12月までの収入などを申告してください。

必ず申告しましょう。

- ▼申告をしないと次のことが受けられない場合があります。
- ▼所得証明書などの交付
- ▼保育園や町営住宅の手続き
- ▼国民健康保険税、介護保険料や後期高齢医療保険料の減額など様々な行政手続きに影響します。

事前準備が必要です。

毎年、申告会場は大変混雑します。混雑を解消するため、営業や農業、不動産などの収入の収支内訳書は必ず申告受付前までに作成してください。作成されていない場合は、申告相談が出来ません。



町民税の申告が必要な人

- ▼平成28年1月1日に御船町内に住民票があり、次に該当する人は申告が必要です。
- ▼営業、農業、不動産などの事業所得があった人
- ▼給与所得者でのほかの収入があった人
- ▼日雇い、パートアルバイトなどの収入があった人
- ▼途中で仕事を退職し、再就職していない人で、社会保険料控除などの追加がある人
- ▼年末調整が済んでいない人
- ▼収入が無かった人
- ▼町外居住者の扶養親族などになっている人
- ▼遺族年金・障害年金など非課税年金を受給している人
- ▼公的年金受給者で社会保険料などの控除の追加や年金以外に収入があった人

町県民税の申告が必要ない人

- ▼所得税および復興特別所得税の確定申告をする人
- ▼収入が給与のみで事業主から「給与支払報告書」が御船町に提出されている人（会社にご確認ください）
- ▼収入が公的年金のみで所得控除の追加がない人

町申告会場で、できない申告

- 町の申告会場は大変混雑します。次の確定申告は、熊本東税務署で申告をお願いします。
- 住宅借入金等特別控除の申告
- （初めて申告する人など）譲渡の申告
- （土地・建物・株式等の売却）損益通算、繰越損失などの確定申告
- 死亡された人の申告（準確定申告）
- 確定申告で雑損控除の繰越控除を受ける人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人

税理士による申告相談

2月29日(月)～3月4日(金)

は、役場申告会場で税理士が申告の相談を受けます。税理士の申告相談のみ、指定行政区に限らず申告を受け付けます。次に該当する人は、なるべくこの期間に申告してください。

- 確定申告書の作成で質問がある人
- 所得税の納税や還付がある人

所得税の確定申告について
還付申告が1月からできます。熊本東税務署では1月4日頃から還付申告の受付を行っています。

会場 熊本東税務署
受付時間 9時～16時
熊本東税務署
☎369-5566 (代表)

申告に必要なもの

- 1 印かん
- 2 本人の通帳
- 3 源泉徴収票・支払証明書など
- 4 営業、農業や不動産の収入がある人は収支内訳書
- 5 社会保険料、生命保険料や地震保険料の控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- 6 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書。認定書は介護保険係で発行。詳細は10頁に掲載
- 7 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書と明細書。明細書は事前に作成をお願いします
- 8 寄附金控除を受ける人は、寄附団体が発行した証明書や領収証

